

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り、その翌日)

目 次

◇ 告 示

字の区域の新設等(地方課)

土地改良区の定款の変更の認可(農村整備課)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(〃)

土地改良法による換地処分(〃)

保安林の指定の解除(造林課)

中型まき網漁業に係る許可の申請期間(水産課)

土地区画整理組合の理事の氏名及び住所(都市計画課)

開発行為に関する工事の完了(三件)(〃)

鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正(会計課)

◇ 公 告

遊技機の型式の検定(防犯少年課)

狩猟免許の更新に関する適性検査等の実施(造林課)

告 示

鳥取県告示第四百八十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、船岡町長から次のとおり字の区域を新たに画し、及び変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設及び変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による西岡地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十二年六月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字の名称	同上の区域(昭和六十一年七月三十日現在の地番による。)
大字福井字西岡	大字福井字宮ノ谷三六〇の一の一部、三六一の一の一部、三七二の二、三七四から三七八まで、三八一の一、三八五、三八六の一、三八七の四及びこれらと一体をなす固有地
大字福井字宮ノ谷上分	大字福井字宮ノ谷三九四の一、三九五、三九六の一 大字福井字牛谷七二四の二
区域を変更する字の名称	同上の区域(昭和六十一年七月三十日現在の地番による。)
大字福井字中西岡	大字福井字中西岡のうち三四六の二の一部、三四七から三四九までの一部以外の区域

大字福井字宮ノ谷三五七の一、三五八の一、三五九の一、三六〇の一の一部、三六一の一部及びこれらと一体をなす
 国有地

大字福井字宮ノ谷のうち三五七の一、三五八の一、三五九の一、三六〇の一、三六一、三六三の三、三六四から三六六まで、三六七の二、三六八、三七二の二、三七四から三七八まで、三八一の一、三八五、三八六の一、三八七の四、三九四の一、三九五、三九六の一及びこれらと一体をなす
 国有地以外の区域

大字福井字上西岡
 大字福井字中西岡三四六の二の一部、三四七から三四九までの一部

大字福井字宮ノ谷三六三の三、三六四から三六六まで、三六七の二、三六八
 大字福井字上西岡の全域
 大字福井字牛谷七二四の三

大字福井字牛谷のうち七二四の二、七二四の三以外の区域

鳥取県告示第四百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、湖東大浜土地改良区の定款の変更を昭和六十二年六月五日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年六月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百九十一号

大栄町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）西高尾地区農業用排水、農道整備、区画整理及び客土を一体としたもの）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年六月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年六月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、船岡町が行う土地改良事

業に係る西岡地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十二年六月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十二年六月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字奥澤見字水尻一〇〇三（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び気高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百九十四号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和四十年九月鳥取県規則第四十六号）第九条第二項の規定に基づき、中型まき網漁業に係る許可の申請期間を昭和六十二年六月二十日から同月二十六日までと定めたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年六月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百九十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第二十九条第一項の規定に基づき、米子市砂池土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出があつたので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和六十二年六月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名 住 所

倉敷敏成 米子市上福原四六〇

山岡三祐 " 四八〇

安井徳治 米子市皆生五三五

石井正 " 一五八三一六

井上時雄 " 一五四六一二

鳥取県告示第四百九十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年六月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十二年二月二十八日 鳥取県指令受鳥土維第二十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

岩美郡岩美町大字浦富字上出逢

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市末広温泉町一五八

有限会社山陰不動産センター

代表取締役 池上美道

鳥取県告示第四百九十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年六月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十一年八月二十三日 鳥取県指令受米土維第六百四十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市夜見町字砂濱五及び富益町字新開壹

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市夜見町三〇八三一二五

山陰自動ドア工業株式会社

代表取締役 山田倅久

鳥取県告示第四百九十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年六月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十二年五月二十二日 鳥取県指令受鳥土維第三百三十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市古海中三反長一及び字中三反長二

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市栄町六〇九

明德セメント工業株式会社

代表取締役 加藤禮次郎

鳥取県告示第四百九十九号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和六十二年六月十五日から施行する。

昭和六十二年六月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号の表の株式会社山陰合同銀行の項中

支店
に改める。

由良支店

を

大栄

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十四号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十二年六月十二日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

遊技機の種類	型 式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	ビック七パート一	株式会社大一商会
	ジョッキ一	
	ジョッキ二	
	ニューサンダーバースI	株式会社ニューギン
	ニューサンダーバースII	
	オリオン	株式会社ソフィア
	たぬき組	
ちんどん屋P一	株式会社ニコ株式	
ニューポート		
回胴式遊技機		

公 告

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第32号）第7条ノ4に規定する狩猟免許の更新に関する適性検査及び講習を次のとおり実施する。

昭和62年6月12日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 対象者

鳥取県内に住所を有し、現に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許の更新を受けようとするもの

2 実施期日等

(1) 鳥取地方農林振興局管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
昭和62年 7月17日 (金)	9時から	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁第17、 第18会議室	鳥取市、岩美郡及び気高郡に住 所を有する者

(2) 八頭地方農林振興局管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
昭和62年 7月16日 (木)	9時から	八頭郡那家町郡 家100 鳥取県八頭総合 事務所大会議室	八頭郡に住所を有する者

(3) 倉吉地方農林振興局管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
昭和62年 7月14日 (火)	9時から	倉吉市東蔵城町 2 鳥取県中部総合 事務所大会議室	倉吉市及び東伯郡に住所を有す る者

(4) 米子地方農林振興局管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
昭和62年 7月31日 (金)	9時から	米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合 事務所講堂	米子市、境港市及び西伯郡に住 所を有する者

(5) 日野地方農林振興局管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
昭和62年 8月3日 (月)	9時から	日野郡日野町根 雨140-1 鳥取県日野総合 事務所大会議室	日野郡に住所を有する者

3 講習

(1) 科目

- ア 鳥獣保護及び狩猟に関する法令
- イ 鳥獣の判別
- ウ 猟具の取扱い

(2) 時間

3時間

4 適性検査

講習終了後狩猟に関する適性を審査するため、次の項目につき適性検査を行う。

(1) 視力

6 その他

詳細については、鳥取県農林水産部造林課（電話0857—26—7305）又は各地方農林振興局林業課に問い合わせること。

5 受検申込手續

(1) 所定の狩猟免許更新申請書に次に掲げる書類を添えて所轄の地方農林振興局長に提出すること。

ア 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚

イ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第6条第2号又は第3号に該当するかどうかについての医師の診断書

(2) 申込期間

鳥取県鳥取地方農林振興局管内	昭和62年7月6日（月）まで
鳥取県八頭地方農林振興局管内	昭和62年7月6日（月）まで
鳥取県倉吉地方農林振興局管内	昭和62年7月4日（土）まで
鳥取県米子地方農林振興局管内	昭和62年7月21日（火）まで
鳥取県日野地方農林振興局管内	昭和62年7月23日（木）まで

(3) 狩猟免許更新手数料及びその納付方法

ア 狩猟免許更新手数料 1,700円

イ 納付方法

アに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許更新申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。